

## 不当要求防止責任者に関するよくある質問

### ○制度、法律関係について

Q 不当要求防止責任者とは、どんな制度？

A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第14条に規定され、公安委員会が、事業者に対し、不当要求を防止するのに必要な援助を行うと定めています。その制度の一つとして責任者のための講習などがあります。

### ○不当要求防止責任者について

Q 誰を不当要求防止責任者にしたらいいの？

A 事業所の業務を統括管理する者で、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う者を選任してください。

例）企業の総務部門担当者、支店長（次長等）、商店の代表者等

Q 不当要求防止責任者は何をするの？

A 不当要求に対応する体制の整備、使用人等に対する指導教育、不当要求の被害発生時における被害状況の調査及び警察への連絡、その他、被害防止に必要な業務など、不当要求対応の責任者として最前線に対応することが望まれます。

### ○不当要求防止責任者選任届について

Q 不当要求防止責任者の届出はいつ、どこに出すのか？

A 不当要求防止責任者を選任した場合は、選任後速やかに責任者選任届出書を作成し、管轄の警察署に直接持参して提出してください。

警察署への持参以外ではオンラインによる届出が可能です。

オンラインは、警察庁行政手続サイトからのみ受け付けており、メールによる認証をすることにより届出（提出）が可能です。

Q 届出書は、郵送できないのか？

A 届出内容に対する質問や確認がある場合があり、記載漏れや記載間違いのおそれがあることから直接連絡先を確認できない郵送は受け付けていません。

Q 届出内容が変わったが、どこへ連絡したらいいのか？

A 責任者の変更については、管轄の警察署へ責任者選任届を提出してください。

それ以外の変更（住所や連絡先、事業所名の変更、事業所の廃止等）は、

岐阜県警察本部組織犯罪対策課（電話：058-271-2424）

へ連絡してください。

## ○不当要求防止責任者講習について

Q 講習通知（往復ハガキ）はどのような人に来るのか？

A 責任者に選任された時には、概ね1年以内に受講できるよう講習通知を発送しており、それ以降は概ね3年に1回の割合で講習通知を発送しています。

事業所単位で選任された責任者の方に講習をご案内していることから、前年に違う事業所で選任されて受講していた場合も、新たに選任された事業所で受講していなければ講習通知を発送しており、ご案内の間隔が短くなる場合があります。

Q 責任者講習通知（往復ハガキ）が届いたが都合が悪い場合は？

A 欠席する旨の連絡を組織犯罪対策課へ連絡するか、返信ハガキに、「欠席する」旨を記載して返信してください。次回を希望するなどの要望も記載していただいても構いませんが、必ずしもご希望に添えるものではないことをご理解をお願いします。

Q 責任者講習通知（往復ハガキ）の宛名が違う。

A 責任者が変更となっている場合は、返信ハガキに新しく選任された責任者の氏名を記載して返信していただければ受講可能です。

なお、その場合、速やかに新しく選任された方の責任者選任届を提出してください。

Q 代理人が受講してもいいのか？

A 代理人による受講は認めていません。

講習を修了した証明として受講修了書を配布しており、事業所名と責任者の名前を記載していますので、届出のある責任者ご本人のみ有効としています。

Q 途中で予定があるため1時間しかできないが、いいか？

A 決められた講習の全てを受講した方のみを受講修了書をお渡ししており、遅刻や途中退席した場合は、原則、講習を修了したとは認められません。

Q 今後の講習の予定日を教えて欲しい。予約したい。

A 講習日時、講習場所は、会場側や準備の関係上、予定日を公開していません。そのため、予約も受け付けていません。

## ○選任事業所のプレート、ステッカーについて

Q 旭日章が付いたプレートやステッカーが欲しい。

A 責任者講習の会場で講習修了者に対して、「不当要求防止責任者選任事業所」と記載のある旭日章が付いたステッカー、プレートを無料配布しているが、講習を修了していない方へは配布しておりません。